

## 社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

### ときがわ町

#### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

##### 1. 国民健康保険制度について

###### (1) 埼玉県第 2 期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

###### 【回答】

国民健康保険制度の健全な財政運営に資するため、埼玉県で示された市町村標準保険税率を参考に、保険税を決定していきます。

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法 92 条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

###### 【回答】

一般会計からの繰入金は、法定繰入金のみのため、定められた範囲の金額を予算計上しております。

###### (2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

###### 【回答】

本町では、平成 28 年度に税率改正を行い、医療分における応能割と応益割の割合は概ね 54 対 46 となり、また、均等割額の軽減制度の拡充を図るため、7・5・2 割軽減を導入しています。よって、多人数世帯・高所得世帯の負担は増加となりますが、低所得世帯の負担は軽減され、大幅な変動を回避し、低所得者層の負担が過重にならないよう配慮した応能応益割合を設定しています。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

###### 【回答】

国民健康保険制度は、健康保険組合などの被用者保険制度のように被用者の所得のみで保険料を決定するものではなく、加入者が保険税を出し合い助け合う制度ですので、ご理解をお願いします。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

###### 【回答】

繰入金については、法定繰入金のみとしているため、定められた範囲の金額を予算計上して

おります。

**(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】**

国民健康保険の運営上、国保税負担の平等性を勘案すると、滞納がある方に対しては正規の保険証を交付できませんが、滞納者に対し、滞納者との納税相談を実施し、短期保険証を交付するなどの対応を行っております。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】**

全ての加入者に対し、保険証を一斉更新する際に、すべて郵送しております。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】**

現在、資格証明書を交付している被保険者はありません。

**(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

- ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

**【回答】**

生活保護基準の概ね1.5倍未満の低所得世帯も国保税の減額対象にとの事ですが、公平な費用負担と国保特別会計の現状を勘案すると、これらの方にも負担していただく必要があると考えております。

- ② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

**【回答】**

令和4年度も国の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免を実施します。また、納税通知書の送付にあたって、減免の案内文書を全ての国保加入世帯に同封することや、広報及びホームページに記事を掲載することで周知を図っております。

**(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

- ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

**【回答】**

一部負担金の減額・免除については、災害による死亡・障害、農作物の不作、業務の休廃止など著しい収入減少等、該当要件を規則で定めています。

生活保護基準の概ね1.5倍未満の低所得世帯も減額対象にとの事ですが、公平な費用負担と国保会計の現状を考えますと、これらの方にも法定の一部負担金は負担していただく必要があると考えております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】**

申請書の内容は、減免に際し必要な内容で構成されておりますので、ご理解ください。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】**

一部負担金の減免又は徴収猶予の申請に対する承認等の決定には、該当項目についての審査が必要となるため、従来どおりの手続きをお願いいたします。

**(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

- ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

**【回答】**

滞納整理につきましては、納税相談や財産調査等により、個々の事情を把握したうえで、納税資力がありながら納付しない滞納者には差押えを実施します。一方で、生活困窮等の正当な理由により納付できない滞納者には、滞納処分の執行停止を行うとともに、必要に応じて関係部署への案内を行っています。

- ② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

**【回答】**

差押え等滞納処分については、滞納者の生活が著しく困窮することのないよう法令を遵守するなかで実施しています。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等に当てられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】**

租税負担の公平性を踏まえつつ、納税折衝や通告を十分行ったうえで納税資力がありながら滞納者が納税に誠意を有しないと判断した場合に差押え等の滞納処分を法令に基づき実施しています。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】**

国民健康保険税の税収の確保は、被保険者間の公平性を保つためにも必要と考えております。納税相談や財産調査等により個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて猶予制度等をお示しするなどし、日頃から丁寧な対応を行っております。

**(7) 傷病手当金を支給してください。**

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】**

傷病手当金の支給に必要な財源の確保ができないため、新型コロナウイルス感染症対策に限

った対応と考えております。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

**【回答】**

傷病手当金は被用者対象と考えているため、フリーランス及び個人事業主には、必要により他の給付事業等を案内してまいります。

**(8) 国保運営協議会について**

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

**【回答】**

本町の国保運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員3名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員3名、公益を代表する委員3名の計9名を委嘱しています。

委員の選出については、令和3年度から被保険者を代表するもの3名のうち2名を公募により募集しております。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答】**

必要に応じ、広報紙やホームページなどで町民の皆さまに運営状況等についてお知らせしてまいります。

**(9) 保健予防事業について**

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

**【回答】**

受益者負担の観点から、特定健診は健診費用の約1割、800円の自己負担をお願いしておりますので、ご理解をお願いします。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

**【回答】**

集団健診時に肺がん及び大腸がん検診を受けることができます。

- ③ 2022年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

**【回答】**

未だコロナ収束の兆しが見えず、密になりがちな集団健診を避ける傾向が見られるため、医療機関での個別健診を勧めることで受診率を確保してまいります。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答】**

情報漏洩等が生じないよう適切に管理していきます。

## 2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

### 【回答】

県内市町村の動向を注視しながら検討してまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

### 【回答】

近隣市町村と足並みを揃え対応していきたいと思っております。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

### 【回答】

地域包括支援センターでは、高齢者に対し訪問や電話で健康状態の把握や見守り活動を行っており、必要がある場合には医療につなげております。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

### 【回答】

本町では、健康増進・食育推進計画及び、ときがわ町健康づくり推進条例を制定し超高齢社会を見据えた事業の推進と、健康寿命延伸の政策を更に一步前へ進めるため、健康増進に関する教室等を開催するなど、フレイル予防に取り組んでおります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

### 【回答】

いきいき健診(特定健診)については、令和2年度から個人負担なしで実施しております。その他の検診等につきましては、受診率を向上させたいと考えておりますが、検診結果へ関心を持っていただくためにも、一定の受益者自己負担は必要であると考えております。

今後も受診勧奨を積極的に行い、町民の皆さまの健康づくりを支援してまいります。

## 3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

### 【回答】

超高齢社会に適応するための医療機関の再編は必要と考えますが、安心して医療を受けられる環境を守るために、国や県の動向を見ながら対応を検討してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

### 【回答】

医療従事者の確保は、安心して医療を受ける環境づくりに重要と考えますが、町単独での対策は困難であるため、近隣市町村の動向を見ながら検討してまいります。

#### 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

##### 【回答】

保健センターでは、新型コロナウイルスワクチン接種などへの対応にあたり、通常の職員だけでは業務に支障が出るため、会計年度任用職員の増員や他部署からの応援により業務を行っております。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

##### 【回答】

近隣市町村と連携し、体制強化について県に要望してまいります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

##### 【回答】

町では感染拡大防止のため、新型コロナウイルスワクチン接種を最重要課題として取り組んでおります。このため社会的検査については実施の予定はありません。

(4) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

##### 【回答】

町では大規模な PCR 検査について実施の予定はありません。

(5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

##### 【回答】

希望する町民すべてに接種ができるよう、ワクチンの供給状況に見合った接種体制を整えてまいります。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

##### 【回答】

第8期介護保険事業計画が策定され、令和3年度から3か年の介護保険料の基準月額は、前期計画時より100円引き下げとなりました。

介護保険料の算定方法は決まっていますので、今後も介護予防について普及・啓発を図り、給付費を抑えるとともに、介護保険給付費準備基金の取り崩しを行うことで、保険料の負担増を抑制していきます。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2021年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022年度も実施してください。

##### 【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、2021年度は7世帯・10

人に対し介護保険料の減免を行いました。今年度も減免申請に基づき、対象となった世帯に対する減免を行います。

**3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

**【回答】**

低所得の高齢者に対しましては、保険料については所得段階が第1段階から第3段階に該当する方への軽減が行われており、特に第1段階の方は基準額の3割と大きく減額されております。

また、利用料については、高額介護サービス費の支給や補足給付など、低所得の方の自己負担を軽減する制度が介護保険制度の中で整備されていますので、更に低所得の方の保険料や利用料を減免するような町独自の制度を制定することについては、被保険者全体の負担バランスを考慮しますと、困難であると考えます。

**4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

**【回答】**

要介護度に応じ介護保険サービスの支給限度額が設定されており、介護度が高くなるほど限度額も高くなります。自己負担が高額になった時には、高額介護サービス費の制度により、限度額を超えた部分について、高額介護サービス費として給付されます。

このように、制度として自己負担が重くなったときや所得の低い方の負担を軽減する仕組みがありますので、被保険者全体の負担バランスを考慮しますと、更なる助成は困難であると考えます。

(2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

**【回答】**

昨年の改定により、補足給付の対象から外れた方は数名、第3段階から第3段階②に変更となった方は30名ほどいらっしゃいました。保険給付費としては月額70万円程度の減となっております。

この制度は、本来は自己負担となる食費・居住費について、所得や資産等が一定以下だった場合に適用されるものであり、段階が変更となった方、対象外となった方は、それだけの負担能力があるものと思われまます。

**5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。**

**【回答】**

施設入所者の食費・居住費については、在宅で食費・居住費を負担しながら介護を受ける者との公平性の観点から、基本的に全額自己負担とされています。こうした中、あくまで福祉的、経

過的な給付として実施されている補足給付の適用を拡大することについては、新たな不公平を生むことになると考え、困難であると考えます。

**6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。**

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

**【回答】**

令和元年度以降の年度ごとの介護給付費は増加で推移しており、そのことから利用控えはされていないものと考えます。また、介護報酬のプラス改定やコロナ関連の資金繰り支援策なども実施されたこともあり、大きく経営が悪化した介護事業所はないものと考えます。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

**【回答】**

今年の春まで約2年間に渡り、介護サービス事業所に対するマスク・手袋・消毒液の配布が、国・県により行われておりました。一時期、これらの衛生用品が入手困難となっていましたが、現在は流通状況もよくなっておりますので、各事業所にてご用意をお願いしたいと考えます。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

**【回答】**

ときがわ町内に入所・入居施設は8施設あり、すべての施設で接種を希望する利用者・従事者の方の3回目接種が完了しております。引き続き、4回目接種対象者に対する接種の支援を行ってまいります。

PCR検査につきましては、埼玉県が無料PCR検査を実施しており、無症状で検査を希望する方は、県内の薬局・ドラッグストアにて受けることが可能です。町内の感染状況が落ち着いていることもあり、埼玉県の検査について周知することで、支援していきたいと考えます。

**7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。**

**【回答】**

介護保険事業計画策定時に、介護サービスの利用状況を分析し今後の需要を見込むことで、過不足なく安定して介護サービスを供給できるよう、計画的に整備していきたいと考えます。

**8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。**

**【回答】**

地域包括支援センターの職員として、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の有資格者を配置し、正規職員3名が所属しています。

保健センター内に設置し、保健センタースタッフと連携・協力しながら業務にあたっています。高齢者を含め、家族を包括的に支援する体制を構築しています。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

**【回答】**

良質な介護サービスを安定的に提供するためにも、介護労働者の増員や定着率を向上させる必要があります。新たな従事者確保のための入門的研修の実施や事業所とのマッチングの他、介護労働者が定着するような施策について、国の動向を見ながら、県と連携を図り調査研究したいと考えます。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

**【回答】**

今年1月までに厚生労働省が実施した調査結果は、「世話をしている家族がいる」と回答したのは小学校6年6.5%（約15人に1人）、中学生5.7%（約17人に1人）、高校生4.1%（約24人に1人）、大学生6.2%（約16人に1人）でした。

昨年度、ときがわ町を含む9市町村からなる比企地区主任児童委員研修会で、ヤングケアラーを議題にして研修会を開催しました。また、研修会開催の事前アンケートとして、各市町村の主任児童委員と事務担当者を対象にアンケートを実施しました。

結果として、当事者が「ヤングケアラー」であることの認識がなかったり、声をあげることが恥ずかしかったり等の理由から、周囲に相談することができない可能性があり、当事者が躊躇なく周囲の人や学校、行政等に相談できる環境づくりが重要であると考えました。

また、主任児童委員が「ヤングケアラー」に関する正しい知識や関心を持ち、当事者と学校、行政等とのパイプ役となるよう協力をお願いしました。

この他「ヤングケアラー」に関する県のリーフレットを民生委員、学校、その他の関係機関に配布し、町の広報誌に11月のケアラー月間について掲載しました。また「ヤングケアラー」の疑いのある児童生徒に関しては、学校との個別ケース会議などで密に連携をとり、情報共有を行っています。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

**【回答】**

インセンティブ交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止につながる取り組みを積極的に行った都道府県・市町村を評価し、その評価に基づいて自治体に交付金を支給するという制度です。自立支援・重度化防止につながる取り組みを行うことで、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく生活を続けることができ、ひいては介護給付費の抑制や介護保険料の引き下げに繋がると考えられるため、インセンティブ交付金廃止の県や国への要請は考えておりません。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

**【回答】**

現在の介護保険の財政構成は、介護保険料が50%、国庫負担割合は25%です。国の割合を引き上げることで、介護保険料の割合は下がる可能性があります。しかし、国庫負担金の財源は税金であり、国の負担割合の引き上げが税金の引き上げに繋がる可能性もあることから、介護保険財政について十分に検討を重ねる必要があると考えます。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

#### 1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

##### 【回答】

一昨年度のマスク不足の際にも、国から障害福祉事業所に配布になったものをいち早くお届けし、障害者・家族・職員のみなさんに安心していただきました。今後も国、県からのご案内に注視してまいります。

- (2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

##### 【回答】

医療体制につきましては、町単独としてできることはございません。

- (3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

##### 【回答】

町内の事業所に限らず比企地域全ての事業所で職員不足が嘆かれ、町としましても、とても心配しております。今後も求人情報に耳を傾け、情報提供をしていきたいと考えます。

- (4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

##### 【回答】

ワクチン接種につきましては、福祉課の権限では行えないためご要望には応えられません。しかし、少しでも早くワクチン接種ができるよう、働きかけていきたいと思っております。

#### 2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

##### 【回答】

社会資源の少ない本町では、町単独で取り組んでいることは残念ながらございません。5つの機能のうち「相談支援体制の充実」、「専門的人材の確保、養成」の2つを、比企地域

自立支援協議会の中で進めております。今後も事業所と連携をとりながら、町として準備できるものがあるか検討してまいります。

(2) 施設整備の充当は必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

**【回答】**

介護給付費が急激に伸びている現状では、施設整備の補助については難しいと考えます。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】**

障害者総合プラン検証の場で、意見をいただいております。

### 3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあつた設置を進めてください。

**【回答】**

現在グループホームに入居されている方は27名おり、うち町内3つのグループホームでは8名の方が日々の生活を送っております。また残りの方も近隣の市町のグループホームに入居されています。今後在宅からグループホームへと暮らしの場を移される方は多くなると思いますが、町内に更なるグループホームが建設されるのは難しいのではと考えております。そのため、なるべく現在の在宅での暮らしと環境が変わらず生活していけるよう、関係機関と連携をとりながら、グループホームの空き状況の把握に努めてまいります。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】**

老障介護は、今後ますます増加傾向になると思われませんが、現在と同じように保健センター、包括支援センターと連携するとともに、民生児童委員の方々のご協力もいただきながら、早期対応ができるよう努めてまいります。

(3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

**【回答】**

担当者会議、計画相談事業所からのモニタリング等により、施設から自宅へ帰省している方は把握しております。しかし、施設入所の方が障害福祉サービスのうち一部のサービスを利用するには法改正等が必要になり、町独自で決められるものではありません。今後、国等へ意見などが言える機会があれば、町として要望していきたいと思っております。

#### 4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

##### 【回答】

本町では県の補助要綱に合わせて事業を実施しており、独自で所得制限年齢制限を撤廃することは考えておりません。一部負担金等につきましては今のところ導入の予定はありません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

##### 【回答】

令和2年10月より比企管内で現物給付を行っております。県内全域での現物給付化につきましても令和4年10月から実施する予定です。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

##### 【回答】

精神障害者2級の対象化につきましては県や他市町村の動向を注視し検討してまいります。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

##### 【回答】

本人の症状をよく診てもらいながら、適切な治療をして頂くよう医師会を通じてはたらきかけます。

#### 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

##### 【回答】

本町では、実施しています。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

**【回答】**

令和3年度の実績額で、1,188,213円となっています。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】**

昨年度実績で年間上限額である150時間まで利用した方はおらず、利用時間の拡大は必要ないと考えております。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】**

成人障害者への軽減策につきましては、自己負担額が県内で比較して低い方になっている現状から、近隣市町村の状況を勘案しても今のところ予定はありません。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】**

補助増額や低所得者の利用については、他市町村の動向を見ながら検討してまいります。

**6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。**

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

**【回答】**

ガソリン代支給制度との均衡と、配布された利用券をすべて使い切る方があまりいらっしゃらない現状から、配布枚数の増量は考えておりません。100円券については他市町村の動向を見ながら検討してまいります。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】**

本町の制度では福祉タクシー制度、ガソリン代支給制度は本人が乗車していることを基本としており介助者の付添いについては以前から認めております。また所得制限や年齢制限につきましては今のところ導入の予定はありません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】**

近隣市町村の状況の把握に努め県への働きかけにつきましては近隣市町村の動向を踏まえ検討してまいります。

**7、災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

**【回答】**

受入れ対象者を特定し、特定された要支援者やその家族のみが避難することができる指定福祉避難所の確保に努め、地区の民生委員さんの協力を得ながら「個別避難計画」の丁寧な作成に努めます。

- (2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【回答】**

当町の避難行動要支援者名簿は、①75歳以上の高齢者のみの世帯、②要介護者、③身体障害者、④知的障害者、⑤精神障害者、⑥その他民生委員が必要と判断する者の世帯について作成しております。家族がいても状況により名簿の記載が必要な方におかれましては、民生委員と協議し、必要に応じて記載できるよう連携してまいります。

また、登録者の避難経路は居住場所によって完全なアリアフリー化を図ることは困難と思われませんが、避難場所につきましては、改修等の際に順次進めてまいります。

- (3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

**【回答】**

町では、土砂災害や洪水浸水想定区域、地震などの災害についてハザードマップを作成し、ホームページや全戸配布などにより、広く周知しております。今後も人的被害を最小限にとどめるため、対策や支援を行ってまいります。

- (4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】**

福祉避難所は、従来の考え方である二次避難所から、直接福祉避難所に避難できる考え方に変わってきましたので、避難の仕方について検討してまいります。

- (5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】**

避難所以外で避難される方の生命維持のために、希望する方が救援物資を受け取れるよう対応してまいります。

- (6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】**

災害時の避難行動要支援者名簿登録者については、行政区長、民生委員、警察署、社会福祉協

議会等へ、本人の同意を得て名簿の開示を行っています。

このため、現在のところ民間団体への名簿の開示は行っておりません。

(7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**【回答】**

自然災害や感染症発生等に対しては、町対策本部を設置するとともに、関係機関とも連携し対応してまいります。

**8、福祉予算を削らないでください。**

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

**【回答】**

本町の障害福祉事業の予算は、ここ10年、削減されたことはありません。特に令和3年度と4年度の予算比につきましては、2.2%の大幅増となっております。今後も法律改正などにも注視しながら、適切な予算執行を実施してまいります。

**4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について**

**【保育】**

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れないう待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

**【回答】**

4月1日時点での待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

**【回答】**

既存保育所の定員の弾力化による年齢別の受け入れ児童総数は、0歳児9名、1歳児20名、2歳児36名、3歳児39名、4歳児44名、5歳児66名です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

**【回答】**

待機児童がないため、認可保育所の増設予定はございません。また、公立保育所については

適正な維持管理に努めてまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】**

育成支援児童の受け入れ枠の設定はなく、各保育所との調整の上、受け入れています。補助金については、埼玉県の安心・元気！保育サービス支援事業費補助金を活用した障害児保育に対する補助金のほか、町単独の補助金を交付しております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】**

現在本町には、認可外保育施設はありません。

**2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。**

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

**【回答】**

本町では、保育士の人数を国基準以上配置し、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行っております。

今後もコロナ感染防止及びコロナ化で困難を抱える家庭や児童に寄り添いながら、きめ細かい支援に努めてまいります。

**3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】**

本町では、民間保育所については町独自の特別委託料を交付し、保育士の処遇改善を行っております。

**4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】**

0歳～2歳児の保育料については、国基準の保育料より低く設定しており、さらに第3子以降の保育料を無償としています。また、3歳児以降の副食費についても、国基準に準じ低所得や多子世帯に対して免除し、無償化前と比較し、保護者の負担増とならないよう対応しております。

#### 5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

##### 【回答】

現在、本町に認可外保育施設はありませんが、安心安全な保育の確保に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

##### 【回答】

現時点で保育所の統廃合の予定は、ありません。また、育児休業取得による上の子の退園など、保育に格差が生じないように努めてまいります。

#### 【学童】

#### 6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

##### 【回答】

町内の学童保育は、学校区毎に1ヶ所、計3ヶ所、支援の単位数は3で1支援単位おおむね40人以下を定員としております。また、待機児童は現時点ではいないため、分離・分割の予定はありませんが、今後も安全・安心な場の提供に努めてまいります。

#### 7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

##### 【回答】

本町では、厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」両事業とも各学童保育所の要望に基づき、補助金を活用し、指導員の処遇改善に努めています。

#### 8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】**

本町では、公立公営の放課後児童クラブは現在ありませんが、3ヶ所ある公立民営の放課後児童クラブに対し、県単独事業の両加算とも各学童保育所の要望に基づき活用し、学童保育所の運営および指導員の処遇の改善に努めています。

**【子ども医療費助成】**

**9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。**

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

**【回答】**

本町では、県内全域の現物給付化を実施後も、中学生までの入院、通院に係る保険医療分の自己負担額や入院時食事療養標準負担額を助成してまいります。対象年齢の引き上げについては、町の財政状況等を考慮し、検討してまいりたいと考えております。

(2) 高校性や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

**【回答】**

高校生等の医療費の無料化については、子どもを育てる保護者の経済的な負担を軽減させることにより、医療機関を受診しやすくなる半面、コスト意識が低下することで医療費が拡大し、健康保険の保険者の負担増加、ひいては健康保険加入者の保険料負担の増加に繋がる面の指摘があることから、導入については、慎重に検討すべきと考えております。

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

**【回答】**

埼玉県が未就学児までを対象としていることから、まずは県に対して、中学3年まで助成対象としていただけるよう機会を捉え、引き続き要望してまいります。

**5. 住民の最低生活を保障するために**

**1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。**

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

**【回答】**

本町においても生活保護の申請窓口のご案内、生活保護の概要等をホームページにて公開しております。

引き続き、困窮する方がためらわずに生活保護の相談や申請ができるよう周知に努めてまいります。

## 2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

### 【回答】

生活保護法における扶養の範囲は、民法上の規定における扶養義務の範囲であり、扶養義務者の扶養照会については親子や兄弟姉妹等、一般的に扶養の可能性が高い方に対して行うことが多く、3親等内の親族全てに一律に行っているものではありません。また、扶養を求めることが明らかに申請者の自立を阻害すると認められる方には照会していません。

また、申請者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否か等言う観点から検討し、管轄の福祉事務所と連携をとりながら申請者に寄り添った対応を行って参ります。

## 3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

### 【回答】

生活保護制度の研修を受け、知識、経験を深めるよう努めてまいります。また、生活保護のケースワーク業務の外部委託につきましては、管轄の福祉事務所と連携し、検討してまいります。

## 4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

### 【回答】

昨年度から就労収入や年金手当等の収入充当額等、内訳記載のある保護変更決定通知書に変更され、よりわかりやすい様式になっております。

## 5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

### 【回答】

生活保護制度の研修を受け、知識、経験を深め、有資格者の配置ができるよう管轄の福祉事務所と連携して努めてまいります。

## 6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

### 【回答】

無料定額宿泊所については、直ちに単身での居住生活が困難な方に対し居住生活が可能な状態になるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない方に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供するなど、緊急時の宿泊場所としての役割を担う重要な社会資源となっております。

管轄の福祉事務所と連携し、状況に応じてこうした社会資源を活用しながら、できる限り本人の希望に沿った生活支援に努めてまいります。

## 7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

### 【回答】

当該事業は経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対して、住居確保給付金の支給、就労準備支援、家計改善支援等、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としています。

また、地域の生活困窮者の状況把握に関しては、地域のつなぎ役となっている民生委員の協力を得て把握に努め、当該事業の支援等を受けてもなお最低限度の生活が困難であり、真に生活保護制度の利用が必要な世帯については、スムーズに申請できるよう努めてまいります

以上